

建設企業常任委員会次第

令和元年9月19日（木）10時
於 大 会 議 室

1 開 会

2 議 事（都市局、水道局関係）

(1) 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第26号 明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 今村 建築調整担当課長

(2) 報告事項（1件）

ア 「グリーンスローモビリティ」の実証調査について

※ 資料参照 …………… 西田 調整担当課長

(3) その他

3 閉 会

以 上

議案第26号関連資料

明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

大久保町南高丘地区において、令和元年8月に地区計画が都市計画決定されました。

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、同地区内における建築物の制限を条例で定めることにより、地区計画によるまちづくりを確実なものとするため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

本地区は、平成30年2月に開発許可がなされた地区で、明石市都市計画マスタープランにおいて位置付けている地区計画推進地区の規模(戸建て住宅の用に供する開発が行われる地区でおおむね1ヘクタール以上)を有しています。

このため、当該開発事業により新たに形成される住宅市街地について、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、より良い住宅市街地の維持・保全を図るため都市計画決定された地区計画における地区整備計画に基づき、以下のような規制を定めます。

建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 共同住宅又は長屋で、1戸当たりの住戸専用面積が、40平方メートル未満のもの 2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル
壁面の位置の制限	1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。 2) 前項の規定に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号の一に該当する場合については前項の規定は適用しない。 ① 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が、3メートル以下であること。 ② 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが、2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
建築物の高さの最高限度	12メートル

3 都市計画決定日

2019年(令和元年)8月8日

4 実施時期

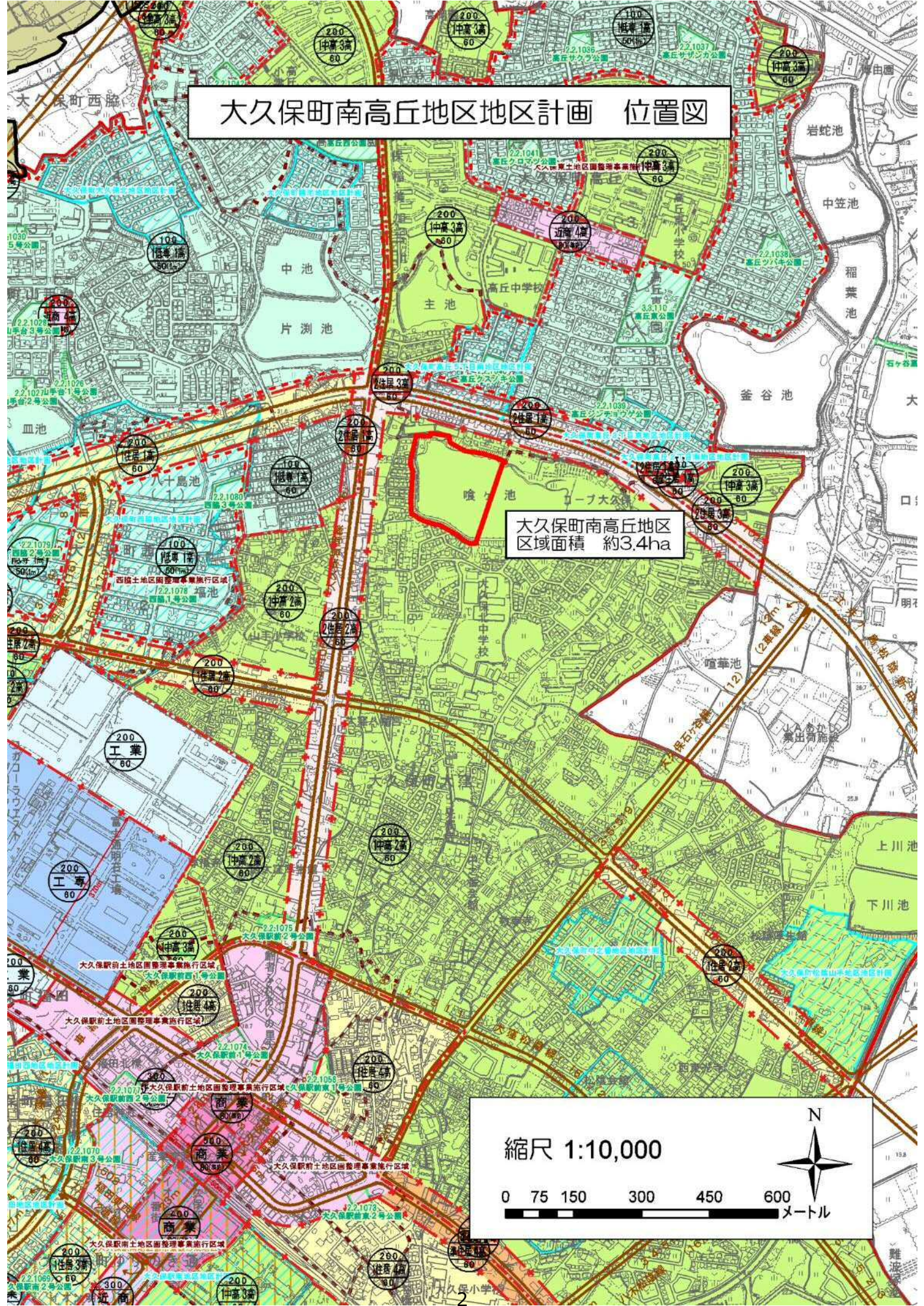
公布の日から施行する。

大久保町南高丘地区地区計画 位置図

大久保町南高丘地区
区域面積 約3.4ha

縮尺 1:10,000

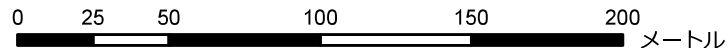
0 75 150 300 450 600
メートル



計 画 図



1:2,500



グリーンスローモビリティの実証調査について

国土交通省におきましては、地域での低炭素型社会の実現と地域が抱える様々な課題の解決を目指し、新しい交通の形として「グリーンスローモビリティ」の活用に向けた実証調査を進めているところです。

一方、明石市では、誰もが安全で円滑に移動できる交通体系を確立するため、公共交通の利用促進を目指し、コミュニティバス（たこバス）などの交通政策を展開してまいりましたが、現在の公共交通手段では対応できない地域もあり、増え続ける高齢者のさらなる外出支援のためにも、よりきめ細かい公共交通網の充実が求められています。

そこで、この度、国の実証調査支援事業に企画提案したところ、調査地域に選定されましたので、今後の調査概要や予定について報告します。

1 グリーンスローモビリティについて（別紙1参照）

「グリーンスローモビリティ」とは、電動で、時速 20km 未満で公道を走る 4 人乗り以上のパブリックモビリティであり、環境への負荷が少なく、狭い路地も通行が可能で、高齢者の足の確保など「新たなモビリティ」として期待されているところです。

2 実証調査支援事業について

国土交通省では、地域や用途の特性に応じたグリーンスローモビリティの導入に向けた検討を行うため、車両の無償貸与による実証調査の企画を地方公共団体から募集し、審査の結果、明石市を含む 7 地域が選定されたところです。

支援内容：車両レンタル費、現地輸送費、メンテナンス費、ドライバー教育費、任意保険料

自治体負担：ドライバー手配、車庫の確保、電気代負担、関係機関協議など

選定地域：千葉県松戸市、兵庫県明石市、兵庫県朝来市、岡山県笠岡市
山口県宇部市、宮崎県宮崎市、宮崎県延岡市

3 実証調査概要（別紙2参照）

本市における実証調査の概要につきましては、下記の通りです。

事業名称：地理的交通不便地域の生活を支える次世代モビリティの導入実験

【標高差のある住宅地と生活拠点・バス停を結ぶ定路線型モビリティ】

使用車両：ゴルフカートタイプ（7人乗り、運転手含む）

運行エリア：周辺に路線バスが運行しているが、高齢化率が高く、道路も狭隘で高低差があり、バス停までの移動が困難となる「朝霧地区」を選定
朝霧 2 丁目バス停および商業、業務施設と住宅地を循環

実施体制：調査運行主体 - 明石市

総合調整協力 - 明石市社会福祉協議会

ドライバー協力 - 社会福祉法人恵泉

車庫、広報支援 - 地元自治会（朝霧コミュニティプラザ）

運行助言支援 - 神姫バス(株)、復建調査設計(株)（国の委託機関）など

運行時間：通勤通学時間を除く概ね 10 時～16 時の 1 時間に 1 本
定時定路線運行で乗降場所は指定
乗車料金：無料運行
調査期間：10 月 24 日（木）～11 月 22 日（金）
（ドライバー講習、試験走行期間等含む）

4 これまでの経緯と今後の予定

2019 年 7 月 5 日：国土交通省実証調査支援事業へ企画提案応募

8 月 1 日：実証調査地域に選定、採択

～9 月 下旬：関係機関協議、調整（地元、警察など）

10 月 24 日～11 月 22 日：調査運行（試験走行期間等含む）

2020 年 1 月 下旬：国土交通省における実証調査結果報告会

5 その他

今回の調査により、「グリーンスローモビリティ」の安全性や有効性を検証、分析し、本地区ならびにその他の交通不便地域への展開を検討しながら、きめ細やかな公共交通網の形成を図ってまいります。

グリーンスローモビリティ：電動で、時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のパブリックモビリティ

【グリスロの5つの特長】

- ①Green・・・CO2排出量が少ない電気自動車
- ②Slow・・・ゆっくりなので、観光にぴったり
- ③Safety・・・速度制限で安全。高齢者も運転可

- ④Small・・・小型なので狭い道でも問題なし
- ⑤Open・・・窓がない開放感が乗って楽しい

※乗合バス事業、タクシー事業、自家用有償旅客運送で運行可

軽自動車	小型自動車	普通自動車
 <p>4人乗り</p>	 <p>7人乗り</p>	 <p>車椅子リフター可 16人乗り</p>
 <p>4人乗り</p>	 <p>10人乗り</p>	<p>特殊用途車両（8ナンバー）</p>
	 <p>車椅子リフター可 10人乗り</p>	 <p>福祉車両タイプ</p>

グリーンスローモビリティの活用場面



①地域住民の足として

- 1) バスが走れなかった地域
- 2) 高齢化が進む地域
- 3) お年寄りの福祉増進
- 4) 既存のバスからの転換

②観光客向けのモビリティとして

- 1) ガイドによる観光案内
- 2) プチ定期観光バス
- 3) パークアンドライド
- 4) イベントでの活用

③ちょっとした輸送

駐車場から施設まで
施設から施設まで

④地域ブランディング

「地域の顔」として



地球温暖化

地域公共交通の確保

高齢化社会

観光振興

地域での低炭素型社会の実現と、地域が抱える様々な課題の解決を同時に進められる新しいモビリティ・コミュニケーション装置

【H30】グリーンスローモビリティの主な実走実績



グリーンスローモビリティの事業化(例)

1) 住宅地



島根県松江市

- 郊外の**高台の住宅団地**。**高齢化**が進み、バスも走っていないエリア
- **団地内の住民の足**として、**社会福祉法人**が松江市と協力してグリスロを運行 (実証実験)

2) 観光地兼住宅地



京都府伊根町

- 離合が難しい**狭小な道**。観光客が増えたが道が狭く歩行者も**危険**
- 地域住民と観光客の移動モビリティとして、伊根町観光協会が**自家用有償旅客運送**による有償実証実験を実施



広島県福山市

- 古くからの地割を残す**狭隘な道**。急な坂道が多い。
- 地域住民の移動、観光客の移動モビリティとして、国土省の実証調査を実施。来年度から**タクシー事業**として事業開始を検討中

3) 離島



大分県姫島村

- 瀬戸内海の完全**離島**。道は狭く坂は急。**公共交通空白**地域。
- 7月から**レンタカー事業**を開始
- 今後、高齢者の移動手段、観光客向けの**ガイドモビリティ**としても活用予定

4) 中心市街地



東京都豊島区

- 池袋エリアの**まちづくり、ブランディング**の推進
- **中心市街地を周遊**する観光客向けの周遊バスとして、**乗合バス事業**を取得し、2019年11月から事業開始

